郡山市ペットボトル水平リサイクル事業に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和８年11月16日制定

〔環境部資源循環課〕

（趣旨）

第１条　この要綱は、郡山市ペットボトル水平リサイクル事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 実施要領の作成に関すること。

(2) 指名業者の選定に関すること。又は、選定基準の作成に関すること。

(3) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第３条　委員会は、委員６名以内をもって組織する。

２　委員は、環境部長、環境部次長兼環境政策課長、環境部次長兼ごみ減量推進課長、資源循環課長、資源循環課課長補佐、富久山クリーンセンター所長とする。

３　委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と協定を締結した日までとする。

（委員長の職務等）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

４　会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年11月16日から施行する。

２　この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。